

○宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国土交通省総動発第3号）

(下線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第35条第1項第14号関係 法第35条第1項第14号の省令事項（規則第16条の4の3）について 宅地の売買又は交換の契約に当たっては以下の1から3を、建物の売買 又は交換の契約に当たっては1から6までの事項を、宅地の貸借の契約に 当たっては1から3まで及び8から13までの事項を、建物の貸借の契約 に当たっては1から5まで及び7から12までの事項を説明することとする。 1 (略) 2 宅地又は建物が土砂災害警戒区域内にある旨について（規則第16条 の4の3第2号関係） 本説明義務は、売買・交換・貸借の対象である宅地又は建物が土砂災 害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1 項により指定された土砂災害警戒区域内にあるか否かについて消費者に 確認せしめるものである。 3～13 (略)</p>	<p>第35条第1項第14号関係 法第35条第1項第14号の省令事項（規則第16条の4の3）について 宅地の売買又は交換の契約に当たっては以下の1から3を、建物の売買 又は交換の契約に当たっては1から6までの事項を、宅地の貸借の契約に 当たっては1から3まで及び8から13までの事項を、建物の貸借の契約 に当たっては1から5まで及び7から12までの事項を説明することとする。 1 (略) 2 宅地又は建物が土砂災害警戒区域内にある旨について（規則第16条 の4の3第2号関係） 本説明義務は、売買・交換・貸借の対象である宅地又は建物が土砂災 害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1 項により指定された土砂災害警戒区域内にあるか否かについて消費者に 確認せしめるものである。 3～13 (略)</p>